

共済組合の保健事業に係る資格確認の取扱いについて

現在、組合員およびその被扶養者の皆さんが人間ドックや特定健康診査、宿泊利用助成などの保健事業をご利用いただく際、本組合の組合員またはその被扶養者であることを確認するため、受診券などと併せて健康保険証(組合員証または組合員被扶養者証など)の提示をお願いしています。

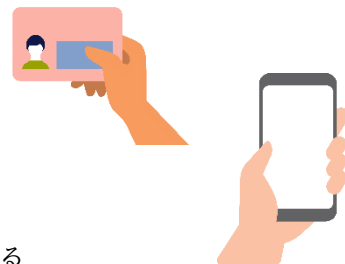
令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が停止し、マイナ保険証(健康保険証として利用登録をしたマイナンバーカードをいいます。以下同じ。)を基本とする仕組みに移行することを踏まえ、**健康保険証廃止後**における資格の確認方法についてお知らせします。

(注)任意継続組合員とその被扶養者がご利用になれる保健事業は、特定健康診査と特定保健指導のみです。
人間ドック等利用助成や福祉施設利用助成はご利用になれませんのでご注意ください。

人間ドック、特定健康診査・特定保健指導を受ける場合

実施機関の窓口には設置されているオンライン資格確認用(資格確認限定型を含む)カードリーダーにマイナ保険証を読み取らせてください。

- ※1 実施機関でマイナ保険証の読み取りができない場合
スマートフォンでマイナポータルにログインし**健康保険証の資格情報画面**またはマイナポータルからダウンロードした**医療保険の資格情報**をマイナ保険証とともに提示する
- ※2 ※1の場合で、スマートフォンを所有していない場合
「**資格情報のお知らせ**」をマイナ保険証とともに提示する
- ※3 マイナンバーカードを保有しているが、保険証利用登録をしていない場合
マイナンバーカードと「**資格確認書**」を提示する
- ※4 マイナンバーカードを取得していない場合
「**資格確認書**」と氏名、生年月日等が確認できるもの(運転免許証など)を提示する



福祉施設に宿泊し、福祉施設利用助成などを受ける場合

- ▶ えひめ共済会館に宿泊し、愛媛共済会館利用助成を受ける場合
共済組合のシステムで資格確認をしますので、氏名、生年月日等が確認できるもの(マイナ保険証または運転免許証など)をフロントで提示してください。
- ▶ 県内外の公務員共済組合が保有する福祉施設で宿泊する際に、公務員割引等を受ける場合
福祉施設には、オンライン資格確認用(資格確認限定型含む)カードリーダーは設置されていないので、上記の※1～4のいずれかの方法でご対応ください。
なお、公務員割引の有無等を含む詳細については、ご予約の際、福祉施設に直接ご確認ください。



保健事業に関する問い合わせ先
愛媛県市町村職員共済組合 保健課厚生係
☎ 089-945-6318